# 論文賞選出規則

（目的）

第１条　日本集中治療医学会論文賞を設け、集中治療医学の発展に寄与する。

（対象）

第２条　対象要件は以下のとおりとする。

（１）筆頭著者が日本集中治療医学会の正会員であること。

（２）対象論文は、本会学術集会の前々年 10 月 1 日から前年９月 30 日の間に学術誌に掲載された論文とし、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

１）平澤博之記念賞（最優秀論文賞）

優秀論文賞への応募論文の中から最も価値のある臨床分野の研究論文

２）Journal of Intensive Care 賞

Journal of Intensive Care に掲載された原著論文の中で、英文機関誌編集委員会によって選考、推薦された論文

３）Journal of Intensive Care 奨励賞

Journal of Intensive Care に掲載された原著論文の中で、英文機関誌編集委員会によって選考、推薦された論文

４）優秀論文賞

本会学術集会（同時開催された日韓学術交流合同会議など国際会議での発表も含む）において発表され、かつ権威ある学術誌に掲載された原著論文（採択通知不可）

５）奨励賞

優秀論文賞への応募論文の中で、対象は論文賞選考の申し合わせ事項に定める論文

６）日本集中治療医学会雑誌賞

日本集中治療医学会雑誌に掲載された原著論文と症例報告の中で、機関誌編集・用語委員会によって選考、推薦された論文

７）日本集中治療医学会雑誌奨励賞

日本集中治療医学会雑誌に掲載された原著論文と症例報告の中で、機関誌編集・用語委員会によって選考、推薦された論文

（応募の方式）

第３条　優秀論文賞への応募の方式は以下のとおりとする。

（１）自薦・他薦を問わず、推薦による応募とする。日本集中治療医学会雑誌や Journal of Intensive Care に掲載された論文についても、本賞を希望する者は推薦による応募を要する。なお、推薦者は日本集中治療医学会の正会員に限る。

（２）推薦者は、第２条(2)の１）から７）のカテゴリーについて各１編を推薦できる。

（３）推薦者は推薦理由を添付する。

（４）応募用紙には、下記の項目を記載する。

１）筆頭著者氏名、所属、国家資格種類、資格取得年月日
２）掲載雑誌名、巻、号、頁
（頁なしの電子雑誌では巻、号、論文番号、掲載年月日）
３）推薦者の氏名、所属、日本集中治療医学会会員番号

（５）優秀論文賞については、学術集会での発表記録（学会名、開催年月日、開催場所、演題名、演者名全員）を添付する。

（６）論文別刷（コピー可）２部を添付する。

（７）上記応募書類を本会優秀論文賞選考委員会宛に送る。

（８）応募書類は返却しない。

（優秀論文賞選考委員会）

第４条　優秀論文賞選考委員会は次の構成とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（１）機関誌編集・用語委員会委員長（選考委員長となる）

（２）本会会長、前会長、次期会長、次々期会長

（３）英文機関誌編集委員会委員長

（４）学会主導共同研究推進会議議長

（５）理事長が指名する評議員５名（領域・職種等を考慮して選出）

（募集方法）

第５条　募集方法は以下のとおりとする。

（１）優秀論文選考委員長は年１回、候補論文の募集を行う。

（２）候補論文は別に定める論文賞選考の申し合わせ事項に従い公募する。

（選考方法）

第６条　選考方法は以下のとおりとする。

（１）優秀論文選考委員会は別に定める論文賞選考の申し合わせ事項に従って選考する。

（２）授賞論文は理事会の議を経て決定する。

（３）授賞論文は年７編以内とする。

（授賞）

第７条　賞状および副賞を同年度の学術集会において理事長より授与する。

（学術集会での報告）

第８条　受賞者は、同年度の学術集会において該当論文内容を報告しなければならない。

（基金）

第９条　平澤博之記念賞（最優秀論文賞）は、平澤博之先生よりの寄付金を基金とする。その他の寄付金を受け付ける。基金の管理運用は理事長が行う。

（改定）

第 10 条 この規則の改定は、優秀論文賞選考委員会が発議し理事会の承認を得る。

（附則）

この内規は、1986 年 3 月 1 日から施行する。

この改定は、2001 年 5 月 18 日から施行する。

この改定は、2002 年 1 月 11 日から施行する。

この改定は、2003 年 5 月 1 日から施行する。

この改定は、2004 年 3 月 5 日から施行する。

（ただし、理事長に関する事項は 2005 年 2 月 23 日から施行する。）

この改定は、2005 年 12 月 22 日から施行する。

この改定は、2013 年 1 月 31 日から施行する。

この改定は、2013 年 9 月 1 日から施行する。

この改定は、2016 年 2 月 11 日から施行する。

この改定は、2018 年 5 月 28 日から施行する。

この改定は、2018 年 9 月 27 日から施行する。

この改定は、2019 年 2 月 28 日から施行する。

この改定は、2019 年 12 月 19 日から施行する。

この改定は、2020 年 6 月 15 日から施行する。

この改定は、2020 年 12 月 11 日から施行する。

この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。

この改定は、2021 年 6 月 28 日から施行する。

この改定は、2022 年 10 月 28 日から施行する。

この改定は、2023 年 2 月 3 日から施行する。

この改定は、2023 年 11 月 24 日から施行する。

この改定は、2024 年 12 月 20 日から施行する。